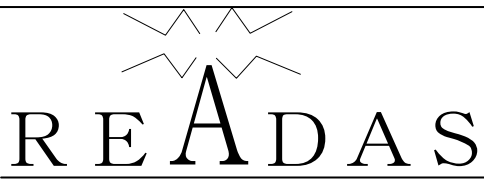


第 5389 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月19日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 対象期間前の期間の調査

**Q**：税務調査の対象になっている期間の前の期間について、調査の途中で、少し調べたいことがあるので帳簿を出してくれと言われましたが出さなければなりませんか？

**A**：調査に関連して遡って間違いがあると疑われる場合は協力する必要があるでしょう。

### 【解説】

税務当局が税務調査を行う場合には、納税者に原則として、次のことを事前に通知しなければなりません。

- ①質問検査等を行う実地の調査を開始する日時
- ②調査を行う場所
- ③調査の目的
- ④調査の対象となる税目
- ⑤調査の対象となる期間
- ⑥調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして一定の事項

そして、その調査により上記③から⑥までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合には、その事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではないとしています。

そして、具体例として、事前通知した調査対象期間を調査している過程で非違を把握し、その非違が認められる取引先との取引が調査対象期間よりも前の課税期間にも存在するなど、調査対象期間よりも前の課税期間にも同様の非違が疑われる場合などがこの場合に該当するとしています。

